

# 中原小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月改訂

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。  
（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭（情報集約担当）、生徒指導担当、養護教諭、当該学級担任等からなる。ただし、本校は小規模校のため、基本的には全職員で全ての事案に対応する。情報集約担当者において、情報の窓口を一元化する。

### (2) 職員の情報交換及び共通理解

隔週木曜日の職朝の時間、また、校内研修の時間に、全職員で子どもたちの現状等について、情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめの未然防止のための取組

### (1) いじめを許さない、見過ごさないための主体的な児童会活動

- ・児童会（人権委員会）を中心に中原小「いじめを許さない宣言文」の徹底
- ・人権学習や人権集会をとおしたいじめを許さないなかまづくりの推進

### (2) 児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ・「分かる・できる」授業の実践
- ・一人一人が活躍できる学習活動や人とつながる喜びを味わう体験活動の推進（友達のよさ等を記述し、掲示する取組等）
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や道徳科や特別活動等の充実

## 4 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

### (1) いじめの早期発見に向けた様々な手段

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりものである」という基本的認識に立ち、全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・年3回以上の「中原小版いじめアンケート」と教育相談を充実する。

### (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ・いじめ問題を発見した時は、全ての職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きた時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導にあたる。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやいじめ不登校アドバイザー等の関係機関といじめ問題解決に向けた連携を図る。

## 5 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する年間計画

期	月	全職員での取組 (いじめ対策委員会)	児童の活動及び保護者への対応
前期	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ未然防止への取組の共通理解及び内容の検討</li> <li>望ましい集団づくりのための取組内容の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学校いじめ防止基本方針」策定に向けた取組 (学校運営協議会)</li> <li>学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明 (PTA 総会)</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談の取組内容の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止に向けた児童会の取組 (「いじめを許さない宣言文」、)</li> </ul>
	6 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート及び教育相談</li> <li>前期取組の反省と後期取組内容の検討</li> <li>いじめアンケート及び教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価 (前期) アンケート実施</li> <li>アンケート結果による教育相談</li> </ul>
後期	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権学習を通じた仲間づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教材研究</li> <li>児童の様子についての情報交換</li> </ul>
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート及び教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート結果による教育相談</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>心のアンケート (～楽しい学校生活を送るために～) 及び教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町きよら人権デー紹介</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権集会実施内容検討</li> <li>後期取組の反省と次年度取組の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学級の取組紹介</li> <li>i-check 結果による教育相談</li> <li>学校評価 (後期) アンケート実施</li> </ul>
定期的取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを語る会 (隔週木曜朝会)、校内研修で児童についての情報交換</li> <li>児童の1日の振り返り (帰りの会)</li> <li>連絡帳を中心とした保護者との情報交換及び教育相談</li> <li>人権学習や児童集会 (人権集会) での意見交流</li> <li>友達のよさやうれしかったことの紹介「ハッピーバースデー」</li> </ul>	

## 6 関係機関との連携

### (1) 教育委員会との連携

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重要な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある等の重大な事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の方法及び対応等について相談する。

### (2) スクールカウンセラーやいじめ不登校アドバイザー、警察等との連携

いじめの状況及び内容等により、関係機関と連携し、対応を協議する。必要に応じて、いじめ防止対策委員会を開催し、その会への参加も依頼する。

※ 「子どもたちによるいじめ防止推進事業 (H29・30年度指定)」の取組を受け、町教育研究会の生徒指導部会、南小国中学校校区全体での連携を図りながら、取組を推進する。

- ・ 小学校児童会、中学校生徒会における主体的な取組
- ・ 南小国PTA連合における取組
- ・ 各校での人権集会等の開催及びきよら人権デーに向けた取組